

令和 7 年 10 月 1 日

○規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

国家公務員における育児部分休業制度の拡充に係る改正を踏まえ、本市職員における当該制度の取扱い等について所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 介護休暇等により勤務日における勤務時間の一部を勤務しない職員に係る年次休暇の使用単位時間の変更（第12条関係）

介護休暇若しくは介護時間の承認又は育児のための部分休業の承認を受けて勤務日における勤務時間の一部を勤務しない職員が、当該承認に係る勤務しない時間を除く全ての勤務時間に年次休暇を使用しようとする場合には、15分を単位として年次休暇を使用することができることとする。

2 1時間を単位とする介護休暇及び介護時間取得することができる時間の範囲の変更（第15条及び第16条関係）

1時間を単位とする介護休暇及び介護時間取得することができる時間の範囲を次のように変更することとする。

区分	改 正 後	改 正 前
1時間を単位とする介護休暇	1日を通じ4時間を超えない範囲内の時間	1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間を超えない範囲内の時間
介護時間	1日を通じ2時間を超えない範囲内の時間	1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間を超えない範囲内の時間

3 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供及び意向確認の措置の実施期間（第18条関係）

3歳に満たない子を養育する職員に対し育児に係る両立支援制度に関する情報提供及び意向確認の措置を講ずる期間は、当該職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とすることとする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第37号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項に次の1号を加える。

(5) 介護休暇若しくは介護時間の承認又は育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない場合であって、かつ、その勤務しないこととする勤務日の全ての勤務時間のうち当該承認を受けて勤務しない時間を除いた勤務時間に年次休暇を使用しようとする場合

第15条第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第16条第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「については、当該」を「の介護時間については、1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（条例第16条の3第2項の規則で定める期間）

第18条 条例第16条の3第2項の規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

国家公務員における育児部分休業制度の拡充に係る改正を踏まえ、本市職員における当該制度の取扱いについてこれに準じた措置を講ずる等のため改正する。

[内 容]

1 人事発令通知書の交付の特例（第16条関係）

失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、人事発令通知書に代わる文書の交付等により人事発令通知書の交付に代えることができるこことする。

2 部分休業を請求することができる非常勤職員の範囲の拡大（第18条関係）

非常勤職員は、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日の有無にかかわらず、部分休業の請求をすることとする。

3 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日

小田原市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第38号

小田原市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の育児休業等に関する規則（平成4年小田原市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第16条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、人事発令通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事発令通知書の交付に代えることができる。

第18条中「であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を削る。

第19条の見出しを「（部分休業の承認の請求等の手続）」に改め、同条第1項を次のように改める。

部分休業の承認の請求、育児休業法第19条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更（以下この条において「請求等」という。）は、部分休業請求書により行うものとする。ただし、庶務事務システム（職員の人事、給与等に係る事務の処理を行う電子情報処理組織をいう。）により請求等を行う場合は、当該システムの処理をもってこれに代えることができる。

第19条第2項中「部分休業の承認の請求」を「請求等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原競輪場の入場者から徴収する普通入場料の額を改定するため改正する。

[内 容]

1 普通入場料の額の改定（第63条関係）

普通入場料の額は、0円（現行は、1人につき100円）とすることとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第39号

小田原市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

小田原市自転車競走実施規則（昭和37年小田原市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第63条第1項第1号中「1人につき100円」を「0円」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 在宅障害者又は在宅障害児の定義の整備（別表第1関係）

障害福祉サービスとして就労選択支援を利用している者は、市町村民税非課税世帯に対する助産の実施又は母子保護の実施に係る徴収金の判定基準の特例における在宅障害者又は在宅障害児に含めないこととする。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う規定の整備（別表第1関係）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第40号

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則（平成31年小田原市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考5(3)中「第14項」を「第15項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正され、障害福祉サービスとして就労選択支援が創設されたことに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

障害福祉サービス費等支給（変更）申請書の様式について、サービスの種類に就労選択支援の区分を追加することとする。（様式第1号関係）

[適 用]

公布の日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中

<input type="checkbox"/> 同 行 援 護	」を
<input type="checkbox"/> 行 動 援 護	
<input type="checkbox"/> 短 期 入 所	
<input type="checkbox"/> 重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	

<input type="checkbox"/> 同 行 援 護	<input type="checkbox"/> 就 労 選 択 支 援
<input type="checkbox"/> 行 動 援 護	」に改
<input type="checkbox"/> 短 期 入 所	
<input type="checkbox"/> 重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。